

豊川市特別職報酬等審議会 議事録（第1回）

1 日 時 令和7年11月14日（金）午後2時00分～午後3時30分

2 場 所 豊川市役所本庁舎3階 委員会室

3 出席者 【委 員】

今泉 秀哉 委員（会長） 山口 府紀 委員（会長職務代理者）

河合 美恵子 委員 榊原 秀夫 委員

鈴木 佳彦 委員 羽田野 尚輝 委員

4 審議会進行次第

（1）市長あいさつ

（2）委員紹介

（3）会長の選出

今泉 秀哉 委員（ひまわり農業協同組合代表理事組合長）

（4）会長職務代理者の指名

山口 府紀 委員（有識者）

（5）諮 問

（6）議題の審議

事 務 局：〈これまでの審議会の開催経緯の説明〉

〈議事録の作成及び公表についての説明〉

事 務 局：〈資料の説明〉

会 長：事務局から、資料の内容について説明がありました。まずは、資料の中身について質問等がありますか。

委 員：県内各市の令和2年度以降の報酬等月額推移を掲載している資料が

ありますが、豊川市は報酬等の据え置きが続いており、他市と比べて抑制的であるように見受けられます。その辺りの背景は何かありますか。

事務局：令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響で、どこの市においても報酬等の改定を抑えてきた状況にあります。令和5年度以降は、経済状況が改善してきたということで報酬等が引き上げられていますが、引き上げる際にどのような指標を使うか等を各市で審議しています。豊川市の場合、令和5年度の審議会において、国家公務員の指定職給料表の改定率が0.3%であったため、その数値を使用することが適切ではないかということで0.3%の引上げとなりました。令和5年度は、他市においても0.3%の引上げとなっているところがあり、改正額を特別に抑えるという形での審議はされておられません。

委員：地域手当について、特別職に支給されている市がある一方で、豊川市では全く支給されていません。地域手当とはどのような手当なのでしょう。

事務局：地域手当は国家公務員に準じた制度ですが、全国では物価に差があるため、それを補うという考えに基づく手当です。一般職の場合、豊川市は現在7%です。昨年の人事院勧告で、愛知県内の市町村は8%と示されているため、県内各市の地域手当は来年度には一部の市を除いて8%に揃ってくることとなります。特別職に地域手当を含めるかどうかは、それぞれの自治体の判断で分かれています。なお、特別職に地域手当が支給されている市では、一般職にも同じ率の地域手当が支給されています。

委員：事務局から説明があったとおり、地域手当は国家公務員に対し支給地域が決められています。例えば、一番高い地域だと東京都の特別区が20%、東京都のその他地域、神奈川県と大阪府の一部地域が16%、愛知県は8%とおおよそ県単位で決まっています。東京都は物価が高く、普通の給料だけでは生活していけないため、その分を加味して地域手当で給与を増やしているようなイメージです。

事務局：補足として、国家公務員は国内のどこに転勤になるかが分からないため、標準的な給料を示しながら、物価が高いところではそれに上乗せ

して支払われているのが地域手当というイメージで捉えていただければと思います。地域手当が支払われることで、国内どこでも同じぐらいの水準で生活ができる形になります。また、もともとは市町村ごとに地域手当の率が定められていましたが、昨年の人事院勧告で基本的に県ごとに定められるように変わりました。

会 長：特別職の給与を考えていくうえでのベースとして、国家公務員の人事院勧告があります。8月に人事院勧告が出されて、11月の閣議決定でその勧告のとおり一般職については改定が実施されることになりました。特別職については一般職並みに考えるという勧告になっているので、国家公務員の特別職は一般職並みに改定されることが想定されますね。

事 務 局：11月の閣議決定により、給与の取扱いは人事院勧告のとおりを取扱うよう決定されましたので、その内容をもって豊川市においても12月の議会に上程していきます。昨年度は閣議決定が少し遅かったため、議会に上程するタイミングが少し遅くなりましたが、今年度は12月の議会の初日に給与条例の改正を上程する予定です。特別職の改正については、国の法案がまだ出てきていませんが、一般職のうち指定職の給料表の改定に併せる形で、特別職も改正しているのが例年の流れとなっております。

委 員：閣議決定の文章を読むと、特別職の国家公務員の給与については、職務の責任や一般職との均衡などもあって、一般職の人事院勧告の趣旨に沿って取扱うものとするという決定になっています。

会 長：特別職の国家公務員とは、どのようなポストの方にあたりますか。

委 員：大臣や議長、国会議員など、市の特別職と同じようなポストの方になります。

会 長：事務次官までが指定職ということでしょうか。

事 務 局：事務次官までが指定職給料表に属する職員となります。

会 長：これまでの人事院勧告では、上のポストに行くに従って、引上げのパ

一センテージは低めに抑える傾向にありましたが、今回の人事院勧告では、全体的に上がっているのでしょうか。

事務局：はい。前回の人事院勧告では、指定職給料表の改定率は0.3%でしたが、一般職全体の平均の改定率は1.1%でした。中でも、若い職員にあたる1級の改定率は5.2%であったのに対し、級の高い方は0.3%と改定率に大きく差があり、若い職員の給料がより上がるような勧告が続いていました。今年度については平均の改定率が3.3%で、若い職員の改定率がまだ高い状況ですが、指定職給料表の改定率は2.8%で、豊川市という係長級以上である5級以上の改定率も2.8%なので、全体的に改定率が上がっているというのが、今回の人事院勧告の特徴です。

委員：11月12日に愛知県の特別職の報酬の答申がされていますが、職務と職責の度合、一般職の給与改定状況、国及び地方の他団体の改定動向、社会経済情勢、県の財政状況等を総合的に勘案して判断した結果、県議会の議員及び知事・副知事の給料を2.79%引き上げるという結論になっていました。理由として、他の都道府県の特別職の報酬状況には大きな変化はないけれども、全国的には引上げ・改定の動きがあること、昨今の民間企業の賃上げの実態をはじめとする社会経済状況、県の財政状況は厳しいながらも持続可能な財政基盤の確立を図っていることを鑑みると、改定を見送るべき要素がないとして、2.79%引き上げると県では答申されています。

会長：市の財政状況の資料等を見ると、2年前と比較しても大きな変化はなく、厳しい財政状況にはあるけれども、財政基盤はある程度確立しているように思います。それらの情報等を踏まえ、どのように判断していくかということになりますね。

会長：介護の現場の現況からは、どのようなご意見をお持ちでしょうか。

委員：介護の現場は究極の求人難です。給料を上げても人は来ませんが、給料を上げないとなお人が来ないので、赤字ギリギリくらいまで人件費に充てている、もしくは、多くの法人が赤字になっても給料を上げているような状況だと感じています。その状況がこの議論に直接関係してくるかは分かりませんが、介護の分野だけで見れば人件費は上がっ

ているような状態です。

会 長：住民目線で、現在の生活の実感をどのように感じていますか。

委 員：主婦としての実感ですが、物価は上がっているように感じています。ボランティアとして会食会をやっていますが、食料品を買いに行くと、これまで買うことができていたものが1.5倍から2倍近くお金を出さないと買えないような状態ですので、もらえるのであればたくさん給料をもらえた方がありがたいと思います。

委 員：今回、議員の活動状況等を資料に入れていただきましたが、議会費についてお尋ねしたいことがあります。資料を見ると、人口の順位と同順位の決算額ですが、議員の報酬は人口の順位と比較すると低い順位となっていますので、議会費とはどのような費用であるかを教えてくださいませんか。

事 務 局：議会費については、議員報酬が多くを占めていますが、議員の報酬額と定数によって大きく変わってきます。その他にも、議会の事務局として必要な経費が含まれています。

委 員：政務活動費は、どのように議員に払われていますか。

事 務 局：政務活動費は、政党別で会派に支払われています。そこから、各議員に渡される形になります。

委 員：議員の報酬は、人口の順位と比較すると低い順位となっているにもかかわらず、議会費の決算額は人口の順位と同順位でしたので、議員の報酬以外の別のところに多くお金が使われているのかなと感じました。

事 務 局：特別な費用が入っているということはないと思います。自治体の議会運営については、どの団体でもそれほど変わらないはずですので、やはり議員の報酬額や定数、政務活動費等が費用に影響されてきます。

会 長：近隣の市の今年度の改定状況を教えてくださいませんか。

事 務 局：資料の説明において、既に結果が出ている市が4市あることをお伝え

しましたが、春日井市と津島市が据え置き、愛西市と稲沢市が引上げという答申になっております。また、愛知県も引上げとなっております。近隣市では、豊橋市は審議会が開催され、据え置きという方針が決定していると聞いております。田原市は、昨年度引上げの改定がされており、今年度は審議会の開催予定がありません。新城市は、昨年度据え置きの答申が出されており、今年度は審議会の開催予定がなく、改定の予定はありません。蒲郡市は、12月に審議会を開催すると聞いております。

事務局：補足として、春日井市は据え置きという答申ですが、昨年度31,000円引き上げられている状況があるため、そういったことを加味したうえで据え置きという判断であろうと思います。また、津島市は期末手当の引上げもなしという状態です。

会長：基本的な考え方として、審議会は隔年で開催するものなのでしょうか。

事務局：市によってまちまちで、毎年開催しているところと、隔年で開催しているところと分かれています。近隣ですと、豊橋市は毎年開催していますが、その他の市は隔年で開催している状況です。

会長：直近の2年間の状況については、当日に配付された資料で2年分の内訳が分かるということですね。

事務局：はい。市によって判断が分かれているということを確認していただくかと思います。

委員：報酬額は、人口順で見ると概ね7位ぐらいの位置が続いています。やはり、他市とのバランスは考える必要があるのでしょうか。

事務局：他市の状況を資料としてお示ししていますので、例えば豊川市で据え置きが続いた場合には、他市が大きく額を引き上げると差が生じますので、審議の一つの要素にはなり得ます。

委員：報酬額について、7位が指定の位置になっているということでしょうか。

事務局：令和5年度の審議会の答申を受け、報酬額を0.3%引き上げましたが、他市ではもっと引き上げているところもありますので、順位は前後することがあります。現在は、報酬額の順位が人口順とちょうど同じですが、改正額によって順位は前後します。

委員：豊橋市と比較した場合、市長の給料月額を20,000円引き上げたとなると豊橋市の金額を抜いてしまいます。個人的には、豊橋市よりも豊川市の方が元気はあるように感じていますので、超えてしまってもいいとは思っています。前は、人事院勧告が0.3%だったので、市長は3,000円の改定でした。昨今の経済情勢を見て、物価高となっている状況を鑑みると、人事院勧告でも特別職も一般職に乗っ取った形だと言っておりますので、人事院勧告の3.3%まで行けばベストですが、県並みの率の引上げでよいのかなと考えています。ただ、総務省の副大臣が、国家公務員よりも高い給料をもらっているような地方公共団体は改善するように言っています。豊川市が国家公務員よりも高い給料を払っているということはないと思いますので、県並みという基準ではどうかと考えます。

事務局：今のお話で、国家公務員と地方公務員の給与を比較するラスパイレス指数という数値がありますが、一般職の国家公務員と豊川市を比較した場合、国家公務員を100とすると、豊川市は100を超えております。令和6年4月の時点では101.8という数値で、県内ではかなり高い数値です。要因として、合併をしたタイミングで管理職の人数が増えましたが、管理職の人数を減らし、併せて職員数も減らしてきました。その名残で、管理職の割合が多くなりました。その状態を良しとはしておりませんが、国に比べて管理職のポストの職員が多いことが、ラスパイレス指数が高い要因となっています。決して、一人ひとりの給料が高いというわけではなく、総合的に判断すると高い状態にあるということをお知らせさせていただきます。

委員：その辺りは総務省が言っている内容を確認しましたが、適正な人事管理による結果であれば問題はないと考えます。

事務局：国家公務員の場合、高卒の方が上のポストに上がっていくのは難しい印象があります。豊川市の場合は、学歴でスタートラインは違いますが、学歴よりも実績や能力で判断しておりますので、高卒の方が例え

ば課長補佐以上にはなれないというようなことはありません。そのような所が国とは違うため、国に比べてラスパイレス指数が高い要素にもなります。

会 長：この期に及んで、報酬の引下げという選択肢はないかと思しますので、据え置きか引上げかを判断することになります。本日欠席の委員からは、1人は据え置き、2人は引上げというご意見をいただいております。出席者の2人からは、引上げというご意見を発信していただいておりますが、他の方はいかがでしょうか。

委 員：引上げをするべきだと思います。人事院勧告の内容、消費者物価指数、民間の動きを受け、前回の改定率が0.3%であることを踏まえると、据え置きは考えづらいところです。通常どおりでいくと、次年度は審議会が開催されませんので、人材確保の観点から考えると、今の状態で据え置きということになってしまうと、新しく若い方が議員になろうとした時にこの状態ではやりがいが湧いてこないように思い、引き上げるべきだと考えます。

委 員：物価の関係や民間との比較を考えると、引上げに賛成です。

委 員：よい方向に持っていくために、引き上げるべきだと思います。前回の審議会でもお伝えしましたが、他の団体では議員の成り手がなくなっているということもありますので、先を見越して少しずつでも引き上げた方がよいと考えます。

会 長：方向感としては、引上げという合意形成でよろしいですか。

各 委 員：（異議なし）

会 長：ありがとうございます。引上げの方向に意見がまとまりましたが、どの程度という話になると、前回と局面は変わってきていますので、0.3%というレベルではないように思います。確認ですが、豊川市の場合隔年で審議会を開催しているのですよね。

事 務 局：令和2年と令和3年が特殊ですが、基本的には2年に1回開催しております。

会 長：この間に、人事院勧告では3%以上の引上げ勧告をしていますよね。
今回の引上げは、2年間分を想定するような感覚になりますか。

事 務 局：先ほど少し説明いたしました。令和2年度に開催し、次は令和4年度に開催とするところ、令和2年度の審議会の意見として、コロナ渦でまだ状況が分からないということで、2年後の開催で状況を読み取れるかが不安ということもあり、令和2年度の答申としては据え置きとするが、来年も審議会を開催するという前提で答申をいただきました。基本的には隔年で開催していますが、必ずしも2年分ということではなく、2年連続で審議会を開催するというのも一つの方向性ではあると思います。

会 長：2年間分を併せて改定となると、理論武装としては難しい感じがしますね。改定の幅を考えるにあたり、考え方の例はありますか。

事 務 局：前は、指定職給料表の改定率を参考にしましたので0.3%の増額でしたが、今年度の人事院勧告では2.8%の改定率となります。その場合、市長の年収が500,000円以上上がりますので、それをどう捉えられるかというのがあります。仮に据え置きであったとしても、期末手当で金額の伸びがありますので、月額に換算すると0.6%伸びるような形になっております。そのため、例えば2.8%から0.6%を引くという考え方も一つあると思われま。

委 員：人事院勧告は、月額と賞与は別ですよね。賞与は、どこの団体でも人事院勧告どおりに行われていますか。

事 務 局：中には、人事院勧告どおりに行っていない団体もあります。

委 員：私たちが今回答申するのは、月額の話ですよね。

事 務 局：月額の話ではありますが、他の団体では地域手当や期末手当もありますので、月額だけではなく年収で見ることも一つの考え方になります。平成21年度の審議会において、引下げの答申があつて以降、給料の月額は昨年度まで変更ありませんでした。その間の審議会での意見に、年収も観点として持つべきではないかというのがありました。期末

手当が上がることを踏まえると月額を増やすことはどうかという議論となり、ずっと据え置きされている状況でした。景気に付随して、必ずしもすぐに月額を変えていないという経緯が、過去の話としてはあります。市民目線を見た場合に、青天井で引き上げるわけにはいかないという議論があったことを補足します。

委員：リーマンショック以降、抑制的な考え方がありましたが、この際発想を転換して、市長を始めとして議員の皆様に頑張っていただくためには、一般職の給料を上げるのであれば、特別職の報酬を上げないという選択肢はないと思います。上げる場合に他市をどのように考えるかですが、仮に20,000円市長の報酬を上げた場合、豊橋市が現状維持とすると1,000円上回ることになります。個人的には、上回っていても問題ないと思います。

委員：審議会への出席にあたって資料を見て、初めて市長の給料の額を知りましたが、民間企業の役職者と比較して意外と少なく感じました。市長の報酬が上がらないと、張り合いが出ないと思います。数千円程度では部下の方も嫌になってしまうのではないのでしょうか。民間の場合は、固定給を上げずにボーナスで調整するという手段を取っていることが多いです。儲かった場合は、その分ボーナスを多く支払うことで調整ができます。しかし、公務員の場合はそういうわけにはいかないので、常識的な範囲の率で上げていただいてよいかと思います。

会長：2.8%を上回るという選択肢はあまりないと思いますが、年収を考えた場合に今回の期末手当の増額をどう斟酌するかという考え方、特別職の方に頑張っていただきたいという考え方、市民の生活が苦しいというところから控えめにするという考え方もあります。どの辺りを着地点とするかを考えていきましょう。豊橋市は据え置きですが、豊川市は下回った方がいいのか、豊橋市を上回ることもありなのか、いかがでしょうか。

事務局：人口規模に応じた順位の金額とするのは、考え方の一つにはあります。一方で、本日欠席の委員からも豊橋市を超えてもいいのではないかという話がありました。なお、豊橋市は平成16年以降20年近く報酬額が改定されていないという状況ですので、必ずしも考慮をしなければいけないということはないと思います。

会 長：では、余分な気を遣うということはなく、検討を進めていくということによさそうですね。今日いただいた意見、欠席者の意向も含め、次回には追加で他市の状況も入ってくると思いますので、引上げという方向性の中で、どの辺りを着地点とすべきかを検討するにあたり参考資料を作っていたいただいたうえで、審議を進められたらと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員：（異議なし）

会 長：それでは、次回の審議会の開催について、改めて事務局で日程を調整していただきたいと思います。事務局、よろしいでしょうか。

事 務 局：次回の開催日程につきましては、12月24日水曜日午後3時から開催ができたかと考えています。皆様には本日の議論の内容も踏まえまして次回また御意見をいただきたいと思っています。事務局で議事録を作成し、概ね1週間前くらいには送付させていただきたいと思いますので、議事録の確認もお願いします。

会 長：第1回目の審議会ということで、色々な御意見をいただきましてありがとうございました。それでは、また第2回も含めて、途中でも質問等ありましたら事務局の方へぶつけていただければ結構だと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。本日はありがとうございました。